

令和6年度製菓衛生師試験案内

高 知 県

1 試験日時及び会場

日時：令和6年7月10日（水） 午後2時～午後4時（集合時間 午後1時45分）

会場：公立学校共済組合高知宿泊所 高知会館（高知市本町5丁目6-42）

※ 悪天候等により試験日程に変更が生じた場合は、試験日前日の午後3時に高知県庁薬務衛生課ホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131901/>）でお知らせします。

※ 試験会場には有料駐車場がありますが、数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関でお越しください。

2 受験願書受付

（1）受付期間

受付期間は、令和6年5月30日（木）～6月6日（木）の平日、午前8時30分から午後5時15分までです。（12時から午後1時を除きます。）

郵送の場合は、令和6年6月6日まで消印有効です。

（2）提出先

住所地を所管する下表の福祉保健所等に**持参又は郵送により提出**してください。
郵送の場合は事故防止のため、**簡易書留**としてください。

| 提出先名称 | 所在地及び電話番号 | 管轄市町村 |
|-------------------|--|--|
| 安芸福祉保健所 衛生環境課 | 〒784-0001 安芸市矢ノ丸1-4-36 (TEL) 0887-34-3173 | 室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村 |
| 中央東福祉保健所 衛生環境課 | 〒782-0016 香美市土佐山田町山田1128-1 (TEL) 0887-53-3190 | 南国市 香南市 香美市 本山町 大豊町 土佐町 大川村 |
| 中央西福祉保健所 衛生環境課 | 〒789-1201 高岡郡佐川町甲1243-4 (TEL) 0889-22-2588 | 土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村 |
| 須崎福祉保健所 衛生環境課 | 〒785-8585 須崎市東古市町6-26 (TEL) 0889-42-1999 | 須崎市 中土佐町 梶原町 津野町 四万十町 |
| 幡多福祉保健所 衛生環境課 | 〒787-0028 四万十市中村山手通19 (TEL) 0880-34-5119 | 宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町 |
| 高知市保健所 生活食品課 | 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター内 (TEL) 088-822-0558 | 高知市 |
| 高知県庁 薬務衛生課 | 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 (TEL) 088-823-9672 | 高知県外在住の方 |

3 試験科目及び試験方法

衛生法規（4問）、公衆衛生学（8問）、食品学（6問）、食品衛生学（12問）、栄養学（6問）、製菓理論及び実技（24問）に関する四肢択一方式の筆記試験で、全60問です。「製菓理論及び実技」のうち製菓実技（6問）は、和菓子、洋菓子、製パンのいずれか1つを選択し、解答します。

なお、職業能力開発技能検定において、菓子製造（1級、2級）又はパン製造（特級、1級、2級）に合格している者は、申し出により「製菓理論及び実技」の科目を免除できます。（「5 提出書類（6）」参照）

4 受験資格

次のうち、いずれかに該当する者

- (1) 新制中学校卒業生（学校教育法第57条に規定する者）又はこれと同等以上の学歴を有する者（※1）で、都道府県知事の指定（※2）する**製菓衛生師養成施設で1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者**
- (2) 新制中学校卒業生又はこれと同等以上の学歴を有する者（※1）で、**2年以上菓子製造業務に従事した者**（「6 受験資格についての注意事項」参照）
- (3) **(1) 及び (2) 以外の者**で、昭和41年12月26日（製菓衛生師法施行日）現在菓子製造業に従事しており、その期間が3年間を超えていた者又は製菓衛生師法施行後3年を超えるに至った者

※1 新制中学校の卒業生と同等以上の学歴を有する者とは、次のとおりです。

- ア 旧制中等学校の2年の課程を修了した者
- イ 旧制国民学校の高等科を修了した者
- ウ 旧制青年学校の普通科の課程を修了した者
- エ 旧制国民学校の初等科を修了して菓子製造業に5年以上従事した者であって、製菓衛生師試験受験資格に関し、厚生労働大臣の認定を受けた者

※2 製菓衛生師養成施設の指定については、平成27年4月1日から厚生労働大臣から都道府県知事に権限が移譲されました。

製菓衛生師養成施設については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000065164.html>) で確認することができます。

5 提出書類

※ 提出する書類には、「消せるボールペン」は使用できません。

(1) 製菓衛生師試験受験願書 1通

氏名、本籍地（本籍の都道府県名）は、戸籍のとおり正確に記入してください。また、受験願書に記載した住所に受験票を送付しますので、送付を希望する住所が異なる場合は、その旨を余白部分に記載してください。

(2) 受験手数料

9,400円分の高知県収入証紙（受験願書に貼付）

- ※ 収入印紙ではありませんので注意してください。
- ※ やむを得ない理由であっても、願書受付後の手数料返還はできません。

※ 高知県収入証紙は、県福祉保健所・高知市保健所内の高知県食品衛生協会、四国銀行、高知銀行等で購入できます。（取扱いのない店舗もありますのであらかじめご確認ください。）

また、一部の売り場では郵送購入が可能です。

【参考】高知県収入証紙について（高知県ホームページ）

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180101/2021061500191.html>

(3) 履歴書 1通

市販の用紙等を使用してください。写真は貼らないでください。

※ 「7 履歴書における最終学歴の記載方法」参照

(4) 写真 1枚

出願3ヶ月以内に撮影した正面上半身無帽像で、名刺型（横4cm×縦6cm程度）のもの。裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。

(5) 次のうち、いずれかの資格があることを証明する書類

| 受験資格 | 提出書類 | 必要部数 |
|----------|--|-------------------------------------|
| 受験資格4(1) | 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証明書（原本）、卒業証書の写し又は単位履修証明書（原本）。 （卒業証書の写しは、受付機関で原本との照合が必要です。） | いずれか 1通 |
| 受験資格4(2) | ア 最終学歴証明書（卒業証明書（原本）又は卒業証書の写し（卒業証書の写しは、受付機関で原本との照合が必要です。））。 ※ 専修学校や各種学校は該当しません。 イ 菓子製造業務従事証明書 | ア 1通 イ 必要な 従事期間 を満たす 部数 |
| 受験資格4(3) | 菓子製造業務従事証明書 | 必要な従事 期間を満た す部数 |

(6) 技能検定合格証書の写し 1通（該当者のみ）

菓子製造（1級、2級）又はパン製造（特級、1級、2級）のいずれかの技能検定合格証書をお持ちの方は、申し出により試験科目のうち製菓理論及び実技に関する筆記試験が免除されます。合格証書の写しは原本と照合するため、必ず原本もご持参ください。

なお、願書受付後にお申し出いただいても、受験科目の変更はできませんので注意してください。

※ 卒業証書や合格証書等に記載されている氏名が現在の氏名と異なる場合は、そのことを証明する公的書類（戸籍抄本又は謄本）を添付してください。

※ 受験願書に虚偽の記載をしたり、虚偽の証明書を提出したことが判明した場合は、受験資格が無効となるため、受験の拒否、又は合格を取り消すことがあ

ります。

6 受験資格についての注意事項

「菓子製造業務に従事した者」とは、食品衛生法の菓子製造に係る営業許可(※)を受けた施設で菓子製造に従事した方をいいます。

(※) 菓子製造業、複合型そうざい製造業のうち菓子の製造を営むもの又は複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むもののいずれか

次の(1)から(3)の場合は、菓子製造に従事したとは認められません。

- (1) 菓子製造業、複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業の営業許可を受けた施設で、直接菓子製造と関係のない業務に従事(例：管理経営や製品の運搬、配達、器具等の洗浄、菓子以外の食品製造など)
- (2) 飲食店営業の営業許可を受けた施設で、パン、ケーキなどを製造する業務に従事
- (3) パートやアルバイトで菓子製造業に従事
(ただし、原則として週4日以上かつ1日6時間以上継続して従事している場合は、受験資格として認められます。)

7 履歴書における最終学歴の記載方法

- (1) 原則として、最終学校(中学校、高等学校、短期大学、大学など)卒業又は中退等と記載してください。
- (2) 学校の名称や制度が卒業(修了)した当時と異なっている場合は、その当時の学校名と修業課程を記入し、学校教育法第57条に該当することが確認できるように記載してください。

8 菓子製造業務従事証明書(別紙様式)の記入方法と注意事項

- (1) 証明書は、原則として営業者(営業許可を受けた者、法人の場合は代表者)が作成してください。ただし、次のア～エに該当する場合は、同業の営業者(※3)又は所属団体の長(※4)に証明を受け、余白部分にその理由を記載してください。

ア 受験者(本人)と営業者(法人の代表者にあっても同じ)が同一人の場合

イ 本人との続柄が、配偶者又は二親等内血族である場合

ウ 養子縁組等により法定血族となった場合

エ 廃業等により、営業者の証明ができない場合

※3 「同業の営業者」とは、他の菓子製造業の営業者のことです。

※4 「所属団体」とは、菓子工業組合等のことです。高知県では、次の県内の団体による証明も認めています。

- ・高知県菓子工業組合長又は事務局長
- ・高知県洋菓子協会長
- ・高知県製パン組合長
- ・商工会長

- ・高知県食品衛生協会会長又は福祉保健所単位の食品衛生協会会長
- (2) 証明者の自筆により作成してください。なお、押印は不要です。
- (3) 従事施設の名称、許可番号等は、直近の営業許可証から転記してください。
- (4) 訂正する際は、二重線で見え消しの上修正してください。

9 受験票

受験票は令和6年6月29日(土)までに届くように郵送する予定です。

令和6年6月29日を経過しても届かない場合は、高知県庁 薬務衛生課(電話: 088-823-9672)までお問合せください。

10 試験当日の留意事項

- (1) 試験に関する説明を行いますので、午後1時45分までに入室、着席してください。(午後1時から受付開始)
試験開始後30分までの遅刻者は、係員の指示に従って入室してください。
試験開始後30分以上の遅刻者については、入室(受験)を認めません。
- (2) 受験票、筆記用具(鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム)を持参してください。
- (3) その他、詳細は受験票送付時にお知らせします。

※ 試験当日、試験会場付近で合格発表の結果連絡等の代行を行う事業者がいる場合がありますが、県とは一切関係ありません。ご注意ください。

11 合格基準及び合否判定

合格基準は、受験した科目の総得点が満点の6割以上であるものを合格としますが、1科目でも得点が当該科目の平均点の1/2(小数点以下切り捨て)を下回る場合及び0点の場合は、不合格とします。

また、その合格基準と問題別正答率、平均点等試験問題の難易度を勘案して、必要に応じ問題の一部を採点除外したうえで、合否判定を行います。

12 合格発表

合格者の受験番号については、令和6年7月29日(月)午前10時に県庁1階掲示板に掲示するほか、同日、高知県薬務衛生課ホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131901/>)に掲載します。

また、受験者全員に合否を通知します。電話、メール等による合否の問合せにはお答えできません。

13 得点の開示

開示を希望される受験者本人に限り、総得点及び科目別得点を開示します。

- (1) 口頭による開示の求め

合格発表の日から1カ月間(令和6年7月30日(火)※から8月29日(木))

まで) に限り、県庁 4 階の薬務衛生課において、口頭による開示の求めを行うことができます。本人確認のため、受験票又は合否通知書等をご持参ください。
※令和 5 年度より合格発表日翌日の日付としています。

(2) 公文書開示請求

口頭による開示の求め対応期間以降に開示を希望される場合は、公文書開示請求による対応となります。詳細は高知県法務文書課ホームページ (<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110000/110201/>) をご覧ください。

14 その他、試験に関するお問合せ先

高知県健康政策部薬務衛生課 (電話 : 0 8 8 - 8 2 3 - 9 6 7 2)

(メール : 131901@ken.pref.kochi.lg.jp)